

総行行第388号
令和8年8月7日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

令和8年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する
官公需契約における配慮について (通知)

標記の件について、別添1のとおり、中小企業庁事業環境部取引課長から当職あてに、令和8年熊本地震による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について依頼がありました。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づく「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和8年4月21日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとしてされています。

また、同法第8条の規定に基づき、地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされていることから、基本方針の上記の事項に関する取組の実施に努めることが求められています。

貴職においては、基本方針及び別添2の「令和8年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需契約における配慮について(要請)」(令和8年8月7日付け20260805中第7号各都道府県知事宛て経済産業大臣通知)等の趣旨を踏まえ、貴団体における入札・契約事務を総括する部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図りながら、今回の被災地域の中小企業・小規模事業者に対して特段の配慮をいただくとともに、受注機会の一層の増大に向けた取組を改めてお願いします。

また、各都道府県におかれては、被災地の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対して周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

総務省自治行政局行政課長 殿

中小企業庁事業環境部取引課長

令和 8 年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者
に対する官公需契約における配慮について（依頼）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）に基づく「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和 8 年 4 月 2 1 日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとするとしています。

つきまして、令和 8 年熊本地震により甚大な被害が発生したことを受け、各府省庁等に対して、国等の官公需の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者に対する基本方針第 2 の 4 （1）①から④までに定める事項についての特段の配慮と受注機会の一層の増大に向けた取組の実施を要請しました。また、地方公共団体においても国の施策に準じた取組をお願いするため、各都道府県知事宛てに別添の要請文を発出しました。

別添の要請文に基づく対応を適切に実施するためには、商工関係担当部局のみならず、財政担当部局をはじめ全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260805 中第 7 号
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

令和 8 年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者
に対する官公需契約における配慮について（要請）

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）に基づく「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和 8 年 4 月 2 1 日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとするとしています。

つきましては、令和 8 年熊本地震により甚大な被害が発生したことを受け、地方公共団体における官公需の発注に当たり、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、同法第 8 条において、地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されていることを踏まえ、基本方針第 2 の 4（1）①から④までに定める下記の事項について、特段の配慮をいただくとともに、受注機会の一層の増大に向けた取組を改めてお願いいたします。

また、本内容に関しては、出先機関を含む庁内の契約担当窓口に至るまで周知徹底を図っていただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知いただくよう、お願いいたします。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事

業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、基本方針第2の2（1）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。

（参考）令和8年度中小企業者による国等の契約の基本方針

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（1）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・ 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・ 契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・ 最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・ 需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・ 消費税及び地方消費税の負担等